



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県保健医療計画の変更（医務課）..... 1
- 西原・与那原マリパークの区域を定める告示（港湾課）..... 1

告 示

沖縄県告示第227号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた沖縄県保健医療計画（平成元年沖縄県告示第65号）を次のとおり変更し、平成25年4月1日から施行する。（「次のとおり」は、省略し、その計画は、沖縄県福祉保健部医務課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第228号

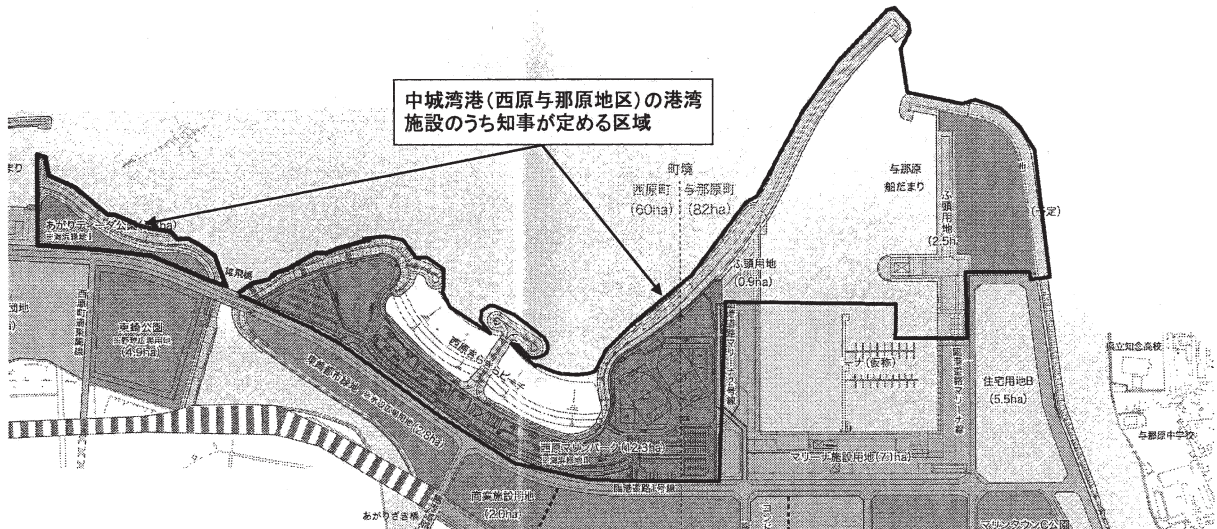
沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第2条第5号の規定により、知事が定める区域を別図に示すとおり定める。

なお、西原マリパークの区域を定める告示（平成19年沖縄県告示第285号）は、廃止する。

平成25年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

別 図



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---